

昭和二十二年法律第二十六号

学校教育法

目次

- 第一章 総則（第一条—第十五条）
- 第二章 義務教育（第十六条—第二十一条）
- 第三章 幼稚園（第二十二条—第二十八条）
- 第四章 小学校（第二十九条—第四十四条）
- 第五章 中学校（第四十五条—第四十九条）
- 第五章の二 義務教育学校（第四十九条の二—第四十九条の八）
- 第六章 高等学校（第五十条—第六十二条）
- 第七章 中等教育学校（第六十三条—第七十一条）
- 第八章 特別支援教育（第七十二条—第八十二条）
- 第九章 大学（第八十三条—第一百四十四条）
- 第十章 高等専門学校（第一百五十三条—第一百二十条）
- 第十一章 専修学校（第一百二十四条—第一百三十九条）
- 第十二章 罰則（第一百四十三条—第一百四十六条）
- 第十三章 罰則（第一百四十三条—第一百四十六条）

附則 第一章 総則

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第二条 学校は、国（国立大学法人法（平成十五年法律百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。）、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（以下「公立大学法人」という。）を含む。次項及び第二百二十七条において同じ。）及び私立学校を、私立学校とは、地方公共団体の設置する学校を、私立学校とは、学校法人の設置する学校をい。

学校を、私立学校とは、学校法人の設置する学校をい。この法律で、國の設置する学校を、私立学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制そ

の他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならぬ。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定期制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）は、学校の学部、大学院及び大学院の研究科並びに大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても、同様とする。

一 公立又は私立の大学及び高等専門学校

二 市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する幼稚園の設置廃止等を行おうとするときはあらかじめ、都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

二 都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

二 第二項第一号の学位の種類及び分野の変更に

関する基準は、文部科学大臣が、これを定め

る。

第四条の二 市町村は、その設置する幼稚園の設

置廃止等を行おうとするときはあらかじめ、

文部科学大臣

が、あらかじめ、都道府県の教育委員会に届け

出なければならない。

第五条 学校の設置者は、その設置する学校を管

理し、法令に特別の定のある場合を除いては、

その学校の経費を負担する。

第六条 学校においては、授業料を徴収すること

ができる。ただし、国立又は公立の小学校及び

中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課

程又は特別支援学校の小学部及び中学部におけ

る義務教育については、これを徴収することが

できない。

第七条 学校には、校長及び相当数の教員を置か

なければならない。

第八条 校長及び教員（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）の適用を受ける者を除く。）の資格に関する事項は、別に法律で定めるもののほか、文部科学大臣がこれを定めることとする。

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、校

長又は教員となることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられた者

二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者

三 教育職員免許法第十一項第一項から第三項

までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊するなどを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

である。

第十一条 校長及び教員は、教育上必要があると

認めることは、文部科学大臣の定めるところに

より、児童、生徒及び学生に懲戒を加えること

ができる。ただし、体罰を加えることはできな

い。

第十二条 学校においては、別に法律で定めるところにより、児童、生徒及び学生並びに

職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行ひ、その他その保健に必要な措置を講じなければならぬ。

第十三条 第四条第一項各号に掲げる学校が次の各号のいずれかに該当する場合には、それが同項各号に定める者は、当該学校の閉鎖を命ずることができる。

一 法令の規定に故意に違反したとき

二 法令の規定によりその者がした命令に違反したとき

三 六箇月以上授業を行わなかつたとき

前項の規定は、市町村の設置する幼稚園に準用する。

この場合において、同項中「それぞれ

同項各号に定める者」とあり、及び同項第二号中「その者」とあるのは、「都道府県の教育委員会」と読み替えるものとする。

第十四条 大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県の教育委員会が、設備、授業その他の事項について、法令の規定又は都道府県の教育委員会若しくは都道府県の教育委員会の規程に違反したときは、その変更を命ずることができる。

文部科学大臣は、公立又は私立の大学及び高等専門学校が、設備、授業その他の事項

について、法令の規定に違反していると認めるときは、当該学校に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

文部科学大臣は、前項の規定による勧告によ

つてもなお当該勧告に係る事項（次項において

「勧告事項」という。）が改善されない場合には、当該学校に対し、その変更を命ずることができ

る。

文部科学大臣は、前項の規定による命令によ

つてもなお改善されない場合には、

その届出をした者に対する対応、必要な措

置をとるべきことを命ずることができる。

文部科学大臣は、前項の規定による命令によ

つてもなお改善されない場合には、

その変更を命ずることができる。

文部科学大臣は、前項の規定による命令によ

つてもなお改善されない場合には、

その変更を命ずことができる。

当該学校に対し、当該勧告事項に係る組織の廃止を命ずることができる。

文部科学大臣は、第一項の規定による勧告又は第二項若しくは前項の規定による命令を行うために必要があると認めるときは、当該学校に対し、報告又は資料の提出を求めることができるとする。

第二章 義務教育

第十六条 保護者は（子に対して親権を行なう者（親権を行なう者のないときは、未成年後見人））をいふ。以下同じ。は、次条に定めるところにより、子に九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

第十七条 保護者は、子の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満十五歳に達した日の属する学年の終わり（それまでの間ににおいてこれらの課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり）までとする。

保護者は、子が小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十五歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。

第十八条 前条第一項又は第二項の規定によつて、保護者が就学させなければならない子（以前二項の義務の履行の督促その他これら義務の履行に関し必要な事項は、政令で定める。）は、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対する市町村の教育委員会は、文部科学大臣の定めるところにより、同条第一項又は第二項の義務を猶予又は免除することができるとする。

第十九条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対する市町村は、必要な援助を与えない。

第二十条 学齢児童又は学齢生徒を使用する者は、その使用によつて、当該学齢児童又は学齢生徒が、義務教育を受けることを妨げてはならない。

は、教育基本法（平成十八年法律第二百二十号）第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。

五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。

六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。

七 生活にかかる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。

八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通して体力を養い、心身の調和的発達を図ること。

九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、芸術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を選択する能力を養うこと。

十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

第三章 幼稚園

第二十二条 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼稚を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与える。

て、その心身の発達を助長することを目的とする。

第二十三条 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。

三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。

四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに相手の話を理解しようとする態度を養うこと。

五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

第六条 幼稚園においては、第二十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼稚園の教育の支援に努めるものとする。

第二十五条 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第二十二条及び第二十三条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

文部科学大臣は、前項の規定により幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項を定めるに当たつては、児童福祉法（昭和二十二年法律第六百四十四号）第四十五条第二項の規定により児童福祉施設に関して内閣府令で定める基準（同項第二号の保育所における保育の内容に係る部分に限る。）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十条第一項の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項との整合性の確保に配慮しなければならない。

第二十六条 幼稚園に入園することができる者は、満三歳から、小学校就学の始期に達するまでの児童とする。

第二十七条 幼稚園には、前項に規定するもののほか、副園長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員を置くことができる。

第一項の規定にかかわらず、副園長を置かなければならぬことは、教頭を置かないことができる。

第二十八条 幼稚園は、園長をつかさどり、所属職員を監督する。園長は、園務をつかさどり、副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。

教頭は、園長（副園長を置く幼稚園にあっては、園長及び副園長）を助け、園務を整理し、及び必要に応じ幼稚児の保育をつかさどる。主幹教諭は、園長（副園長を置く幼稚園にあっては、園長及び副園長）及び教頭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに幼稚児の保育をつかさどる。

指導教諭は、幼稚児の保育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

教諭は、幼稚児の保育をつかさどる。

特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかるらず、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができる。

学校の実情に照らし必要があると認めるときは、第七項の規定にかかるらず、園長（副園長を置く幼稚園にあっては、園長及び副園長）及び教頭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに幼稚児の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。

第二十九条 第三十七条第六項、第八項及び第二項から第十七項まで並びに第四十二条から第四十四条までの規定は、幼稚園に準用する。

第三十条 小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。

文部科学大臣は、第一項の幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項を定めるときの目的を実現するために必要な程度において第

第四十九条の二 義務教育学校は、心身の発達に基礎的なものから一貫して施すことを目的とする。

第四十九条の三 義務教育学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

第四十九条の四 義務教育学校の修業年限は、九年とする。

第四十九条の五 義務教育学校の課程は、これを区分する。

第四十九条の六 義務教育学校の前期課程における教育は、第四十九条の二に規定する目的のうち、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

第四十九条の七 義務教育学校の前期課程及び後期課程における教育は、第四十九条の二に規定する目的のうち、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すこととを実現するため、第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

第四十九条の八 義務教育学校の前期課程及び後期課程の教育課程に関する事項は、第四十九条の二、第四十九条の三及び前条の規定並びに次条において読み替えて準用する第三十条第二項の規定に従い、文部科学大臣が定める。

第五十条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

第六章 高等学校

第五十一条 高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

第五十二条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育を施すこととする。

一 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。

二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。

三 個性の確立に努めるとともに、社会について広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

第五十二条 高等学校の学科及び教育課程に関する事項は、前二条の規定及び第六十二条において読み替えて準用する第三十条第二項の規定に従い、文部科学大臣が定める。

第五十三条 高等学校には、全日制の課程のほか、定時制の課程を置くことができる。

第五十四条 高等学校には、全日制の課程又は定期制の課程のほか、通信制の課程を置くことができる。

第五十五条 高等学校には、通信制の課程のみを置くことができる。

第五十六条 高等学校の修業年限は、全日制の課程については、三年とし、定期制の課程及び通信制の課程については、三年以上とする。

第五十七条 高等学校に入学することができる教科の一部の履修とみなすことができる。

第五十八条 高等学校には、専攻科及び別科を置くことができる。

第五十九条 高等学校には、通信制の課程のみを置くことができる。

第六十条 高等学校には、通信制の課程のみを置くことができる。

第六十一条 高等学校には、通信制の課程のみを置くことができる。

第六十二条 高等学校には、通信制の課程のみを置くことができる。

第六十三条 中等教育学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すこととする。

第六十四条 中等教育学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すこととする。

第六十五条 中等教育学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すこととする。

第六十六条 中等教育学校の修業年限は、六年とする。

通信制の課程に関し必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める。

第五十五条 高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、技能教育のための施設で該施設の所在地の都道府県の教育委員会の指定するものにおいて教育を受けているときは、校長は、文部科学大臣の定めるところにより、当該施設における学習を当該高等学校における教科の一部の履修とみなすことができる。

第五十六条 高等学校の修業年限は、全日制の課程については、三年とし、定期制の課程及び通信制の課程については、三年以上とする。

第五十七条 高等学校に入学することができる教科の一部の履修とみなすことができる。

第五十八条 高等学校には、専攻科及び別科を置くことができる。

第五十九条 高等学校には、通信制の課程のみを置くことができる。

第六十条 高等学校には、通信制の課程のみを置くことができる。

第六十一条 高等学校には、通信制の課程のみを置くことができる。

第六十二条 高等学校には、通信制の課程のみを置くことができる。

第六十三条 中等教育学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すこととする。

第六十四条 中等教育学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すこととする。

第六十五条 中等教育学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すこととする。

第六十六条 中等教育学校の修業年限は、六年とする。

第一項の規定にかかわらず、副校长を置くときは、教頭を置かないことができる。

実習助手は、実習又は実習について、教諭の職務を助ける。

特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかるらず、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができる。

技術職員は、技術に従事する。

第六十七条 中等教育学校には、文部科学大臣が、これを定める。

第六十八条 中等教育学校には、専攻科及び別科を置くことができる。

第六十九条 中等教育学校には、通信制の課程のみを置くことができる。

第七十条 中等教育学校には、通信制の課程のみを置くことができる。

第七十一条 中等教育学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すこととする。

第七十二条 中等教育学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すこととする。

第七十三条 中等教育学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すこととする。

第七十四条 中等教育学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すこととする。

第七十五条 中等教育学校の修業年限は、六年とする。

第六十七条 中等教育学校の前期課程における教育は、第六十三条に規定する目的のうち、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを実現するため、第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行わるものとする。

中等教育学校の後期課程における教育は、第六十三条に規定する目的のうち、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを実現するため、第六十四条各号に掲げる目標を達成するよう行わるものとする。

第六十八条 中等教育学校の前期課程の教育課程に関する事項並びに後期課程の学科及び教育課程に関する事項は、第六十三条 第六十四条及び前条の規定並びに第七十条第一項において読み替えて準用する第三十条第一項の規定に従い、文部科学大臣が定める。

第六十九条 中等教育学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならぬ。中等教育学校には、前項に規定するもののほか、副校长、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

第一項の規定にかかるわらず、副校长を置くときは教頭を、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは養護教諭を、それぞれ置かないことができる。

特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかるわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を、養護教諭に代えて養護助教諭を置くことができる。

第七十条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十七条第四項から第十七項まで及び第十九項、第四十二条から第四十四条まで、第五十九条並びに第六十条第四項及び第六項の規定は中等教育学校に、第五十三条から第五十五条まで、第五十八条、第五十九条の二及び第六十一条の規定は中等教育学校の後期課程に、それぞれ準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは、「第六十四条」と、第三十一条中「前項」とあるのは、「第六十四条」と読み替えるものとする。

前項において準用する第五十三条又は第五十四条の規定により後期課程に定時制の課程又は通信制の課程を置く中等教育学校については、第一項の規定は中等教育学校に准じて、文部科学大臣が定める。

第六十五条 の規定にかかるわらず、当該定期制の課程又は通信制の課程に係る修業年限は、六年以上とする。この場合において、第六十六条中「後期三年の後期課程」とあるのは、「後期三年以上の後期課程」とする。

第七十七条 同一の設置者が設置する中学校及び高等学校においては、文部科学大臣の定めるところにより、中等教育学校に準じて、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すことができる。

第七章 特別支援教育

第七十二条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識と技能を授けることを目的とする。

第七十三条 特別支援学校においては、文部科学大臣の定めるところにより、前条に規定する者に対する教育のうち当該学校が行うものを明らかにするものとする。

第七十四条 特別支援学校においては、第七十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第八十一条第一項に規定する児童、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

第七十五条 第七十二条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、政令で定める。

第七十六条 特別支援学校には、小学部及び中学部を置かなければならない。ただし、特別の必要がある場合には、そのいずれかのみを置くことができる。

特別支援学校には、小学部及び中学部のほか、幼稚部又は高等部を置くことができ、また、特別の必要のある場合には、前項の規定にかかるわらず、小学部及び中学部を置くことができる。

第七十七条 特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容、小学部及び中学部の教育課程又は高等部の学科及び教育課程に関する事項は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準じて、文部科学大臣が定める。

第七十八条 特別支援学校には、寄宿舎を設けなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、これを設けないことができる。

第七十九条 寄宿舎を設ける特別支援学校には、寄宿舎指導員を置かなければならない。

寄宿舎指導員は、寄宿舎における児童、児童又は生徒の日常生活上の世話を及び生活指導に從事する。

第八十条 都道府県は、その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者で、その障害が第七十五条の政令で定める程度のもの就学させるに必要な特別支援学校を設置しなければならない。

第八十一条 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、次条各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を設置することができる。

第一 知的障害者
二 肢体不自由者
三 身体虚弱者
四 弱視者
五 難聴者
六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

第八十二条 第二十六条、第二十七条、第三十一条（第四十九条及び第六十二条において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十二条、第三十三条（第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第三十六条、第三十七条规定は、前項第一項ただし書の規定により修業年限は、四年を超えるものとする。

第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第八十三条の二 前条の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とするものは、専門職大学とする。

専門職大学は、文部科学大臣の定めるところにより、その専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。

専門職大学には、第八十七条第二項に規定する課程を置くことができない。

第八十四条 大学は、通信による教育を行うことができる。

大学には、学部を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、学部以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。

第八十五条 大学には、夜間において授業を行う学部又は通信による教育を行う学部を置くことができる。

第八十六条 大学には、夜間において授業を行う学部を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、学部以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。

第八十七条 大学の修業年限は、四年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限は、四年を超えるものとすることができる。

医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを中心とする目的とするもの又は獸医学を履修する課程については、前項本文の規定にかかるわらず、その修業年限は、六年とする。

第八十七条の二 専門職大学の課程は、これを前期二年の前期課程及び後期二年の後期課程又は前期三年の前期課程及び後期一年の後期課程（前条第一項ただし書の規定により修業年限を四年を超えるものとする学部にあっては、前期

びこれに準ずるものとして文部科学大臣が定めるものに基づき、これと同等以上の能力及び資質を有すると認めるものを含む。)を、当該大学院に入学させることができる。

第一百三条 教育研究上特別の必要がある場合においては、第八十五条の規定にかかわらず、学部を置くことなく大学院を置くものを大学とすることができる。

第一百四条 大学(専門職大学及び第一百八条第二項の大学(以下この条において「短期大学」という。)を除く。以下この項及び第七項において同じ。)は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し、学士の学位を授与するものとする。

専門職大学は、文部科学大臣の定めるところにより、専門職大学を卒業した者(第八十七条の規定によりその課程を前期課程及び後期課程に区分している専門職大学にあっては、前期課程を修了した者を含む。)に対し、文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、大学院(専門職大学院を除く。)の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、前項の規定により博士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認める者に対し、博士の学位を授与することができる。

短期大学(専門職短期大学を除く。以下この項において同じ。)は、文部科学大臣の定めるところにより、短期大学を卒業した者に対し、短期大学士の学位を授与するものとする。

専門職短期大学は、文部科学大臣の定めるとする。独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、文部科学大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。

一 短期大学(専門職大学の前期課程を含む。)

若しくは高等専門学校を卒業した者(専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)又

はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者

二 学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了した者 学士、修士又は博士

学士に関する事項を定めるについては、文部科学大臣は、第九十四条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

第一百五条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対して修了の事実を証する証明書を交付することができます。

第一百六条 大学は、当該大学に学長、副学長、学部長、教授、准教授又は講師として勤務した者であつて、教育上又は学術上特に功績のあつた者に対し、当該大学の定めるところにより、名誉教授の称号を授与することができる。

第一百七条 大学においては、公開講座の施設を設けることができる。

第一百八条 大学は、第八十三条第一項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。

前項に規定する目的をその目的とする大学は、第八十七条第一項の規定にかかる限りその修業年限を二年又は三年とする。

前項の大学は、短期大学と称する。

第二項の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを目的とするものは、専門職短期大学とする。

第八十三条の二第二項の規定は、前項の大学に準用する。

第二項の大学には、学科を置く。

学科又は通信による教育を行う学科を置くことができる。

第二項の大学を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、第八十三条の大学に編入学することができる。

第九十七条の規定は、第二項の大学については適用しない。

大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(次項及び第五項において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者(以下「認証評価」という。)による評価(以下「認証評価機関」という。)を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りない。

専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するものほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りない。

前項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準(前二項の認証評価を行ったために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。)に従つて行うものとする。

第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。

大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定(次

項において「適合認定」という。)を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。

文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について報告又は資料の提出を求めるものとする。

文部科学大臣は、前項の規定による認証の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるとときは、その認証をするものとする。

一 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。

二 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するための必要な体制が整備されていること。

三 第四項に規定する措置(同項に規定する通知を除く。)の前に認証評価の結果に係る大學からの意見の申立ての機会を付与していること。

四 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの)を含む。次号において同じ。)であること。

五 次条第二項の規定により認証を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法

人でないこと。

六 その他の認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

前項に規定する基準を適用するに際して必要な細目は、文部科学大臣が、これを定める。

認証評価機関は、認証評価を行つたときは、遅滞なく、その結果を大学に通知するとともに、文部科学大臣の定めるところにより、これを公表し、かつ、文部科学大臣に報告しなければならない。

認証評価機関は、大学評価基準、評価方法その他の文部科学大臣の定める事項を変更しようとするとき、又は認証評価の業務の全部若しくは一部を休止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならぬ。

文部科学大臣は、認証評価機関の認証をしたとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

に、第一百五条の規定は専門課程を置く専修学校に準用する。この場合において、第十条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事に」と、同項中「第四条第一項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する専修学校又は私立の専修学校」と、「同項各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第十四条中「大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する専修学校については都道府県の教育委員会、私立の専修学校については都道府県の教育委員会、私立の専修学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。

都道府県の教育委員会又は都道府県知事は、前項において準用する第十三条第一項の規定によって处分をするときは、理由を付した書面をもつて当該専修学校の設置者にその旨を通知しなければならない。

種学校」と、「同項各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、同項第二号中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」である。第十四条中「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する各種学校については都道府県の教育委員会、私立の各種学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。
前項のほか、各種学校に関する必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める。
第一百三十五条 専修学校、各種学校その他第一条规定するもの以外の教育施設は、同条に掲げる学校の名称を用いてはならない。
高等課程を置く専修学校以外の教育施設は高等学校の名称を、専門課程を置く専修学校以外の教育施設は専門学校的名称を、専修学校以外の教育施設は専修学校の名称を、専修学校の名称又は大学院の名称を用いてはならない。
第一百三十六条 都道府県の教育委員会（個人の經營に係るものにあつては、都道府県知事）は、学校以外のもの又は専修学校若しくは各種学校の教育を行なうものと認める場合においては、関係者に対して、一定の期間内に専修学校設置又は各種学校設置の認可を申請すべき旨を勧告することがができる。
ただし、その期間は、一箇月を下ることのできない。
都道府県の教育委員会（個人の經營に係るものにあつては、都道府県知事）は、前項に規定する関係者が、同項の規定による勧告に従わざず引き続き専修学校若しくは各種学校の教育を行なつて、専修学校設置の認可を申請すべき旨を勧告することができる。
第一百三十七条 学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。

第一百三十八条 第十七条第三項の政令で定める事項のうち同条第一項又は第二項の義務の履行に関する処分に該当するもので政令で定めるものについては、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。

第一百三十九条 文部科学大臣がする大学又は高等専門学校の設置の認可に関する処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

第一百四十条 この法律における市には、東京都の区を含むものとする。

第一百四十一条 この法律(第八十五条及び第一百条を除く。)及び他の法令(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)及び当該法令に特別の定めのあるものを除く。)において、大学の学部には第八十五条のただし書に規定する組織を含み、大学の大学院の研究科には第百条のただし書に規定する組織を含むものとする。

第一百四十二条 この法律に規定するもののほか、この法律施行のため必要な事項で、地方公共団体の機関が処理しなければならないものについては政令で、その他のものについては文部科学大臣が、これを定める。

第十三章 罰則

第一百四十三条 第十三条第一項(同条第二項、第一百三十三条第一項及び第百三十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による閉鎖命令又は第百三十六条第二項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役若しくは禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

第一百四十四条 第十七条第一項又は第二項の義務の履行の督促を受け、なお履行しない者は、十万円以下の罰金に処する。

第一条 この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。ただし、第二十二条第一項及び第三十九条第一項に規定する盲学校、聾学校及び養護学校における就学義務並びに第十四条に規定するこれらの学校の設置義務に關

第一百四十六条 第百三十五条の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

附 則

する部分の施行期日は、政令で、これを定め
る。

第二条 この法律施行の際、現に存する従前の規
定による国民学校、国民学校に類する各種学校
及び国民学校に準ずる各種学校並びに幼稚園
は、それぞれこれらをこの法律によつて設置さ
れた小学校及び幼稚園とみなす。

第三条 この法律施行の際、現に存する従前の規
定（国民学校令を除く。）による学校は、従前
の規定による学校として存続することができ
る。

前項の規定による学校に関し、必要な事項
は、文部科学大臣が定める。

第四条 従前の規定による学校の卒業者の資格
に関する事項は、文部科学大臣の定めるとい
うによる。

第五条 削除

第六条 私立の幼稚園は、第二条第一項の規定に
かかわらず、当分の間、学校法人によつて設置
されることを要しない。

第七条 小学校、中学校、義務教育学校及び高等
教育学校には、第三十七条（第四十九条及び第
四十九条の人において準用する場合を含む。）
及び第六十九条の八において準用する場合を含む。）
間、養護教諭を置かないことができる。

第八条 中学校は、当分の間、尋常小学校卒業者
及び国民学校初等科修了者に対し、通信によ
る教育を行うことができる。

前項の教育に関し必要な事項は、文部科学大
臣の定めるところによる。

第九条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び
特別支援学校並びに特別支援学級においては、
当分の間、第三十四条第一項（第四十九条、第
四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及
び第八十二条において準用する場合を含む。）
の規定にかかる、文部科学大臣の定めると
ころにより、第三十四条第一項に規定する教科用
図書以外の教科用図書を使用することができ
る。

第十条 第百六条の規定により名誉教授の称号を
授与する場合においては、当分の間、旧大学
令、旧高等学校令、旧専門学校令又は旧教員養
成諸学校官制の規定による大学、大学予科、高
等学校高等科、専門学校及び教員養成諸学校並
する。

第三十四条第二項及び第三項の規定は、前項
の規定により使用する教科用図書について準用
する。

第一条 (施行期日)

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。
(各種学校等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に存する各種学校（我が国に居住する外国人を専ら対象とする教育施設に該当するものを除く。）で学校教育法第一百二十四条の専修学校の教育を行おうとするものは、同法第三十条第一項の規定による専修学校等課程、専門課程又は一般課程の設置の認可を受けることにより、同法の規定による専修学校となることができる。

2 前項に規定する各種学校に係る学校教育法第一百三十四条第一項の規定の適用については、当該各種学校が前項の規定により専修学校となるまでの間は、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 この法律（昭和五一年五月二五日法律第二百五号）抄

附 則（昭和五三年五月二三日法律第五〇号）抄

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五六六年六月一一日法律第八九号）抄

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五七年七月二三日法律第六五号）抄

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五八年五月二十五日法律第五五号）抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。（経過措置）

2 次の各号の一に該当する者については、改正後の学校教育法第五十五条第四項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

1 昭和五十九年三月三十一日に大学において獸医学を履修する課程に在学し、引き続き当該課程に在学する者

二 前号に掲げる者のか、この法律の施行の
日（以下「施行日」という。）前に大学に在

二 前号に掲げる者のほか、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に大学に在学し、施行日以後に大学において獣医学を履修する課程に在学することとなつた者で監督修

府が定めるもの

附 則（昭和五八年一二月二日法律第七
八号）

この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九
年七月一日から施行する。

この法律の施行の日の前日において法律の規
定により置かれている機関等で、この法律の施
行の日以後は国家行政組織法又はこの法律によ
る改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下
「関係政令」という。）の規定により置かれるこ
となるものに関し必要となる経過措置その他
この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃
に関し必要な経過措置は、政令で定めるこ
とができる。

附 則（昭和六二年九月一〇日法律第八
八号）抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六三年一月一五日法律第
八八号）

（施行期日）

この法律は、昭和六十四年四月一日から施行
する。

（技能教育施設の指定についての経過措置）

この法律の施行前に改正前の学校教育法第四
十五条の二第一項の規定により技能教育のため
の施設についてされた文部大臣の指定は、改正
後の学校教育法第四十五条の二第一項の規定に
よりされた都道府県の教育委員会の指定とみな
す。

附 則（平成三年四月一日法律第二三
号）抄

（施行期日）

この法律は、平成三年七月一日から施行す
る。

（学士の学位に関する経過措置）

改正前の学校教育法第六十三条第一項の規定
による学士の称号は、改正後の学校教育法第六
十八条の二第一項の規定による学士の学位とみ
なす。

附 則（平成三年四月一日法律第二五
号）抄

（施行期日）

この法律は、平成三年七月一日から施行す
る。

1 この法律は、平成三年七月一日から施行する。

下「新学校教育法」という。第六十九条の第一項及び第七十条の八の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に学校教育法第六十九条の二第二項の大学又は高等専門学校を卒業した者についても適用があるものとする。

附 則（平成三年五月二一日法律第七十九号）抄
（施行期日）
（施行期日の法律は、公布の日から施行する。
（学校教育法の一部改正に伴う経過措置）
第三条 第二十二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の学校教育法第四条の規定によりされている地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の設置する幼稚園の設置停止、設置者の変更その他政令で定める事項についての認可の申請は、第二十二条の規定による改正後の学校教育法第四条第三項の規定によりされた届出とみなす。

附 則（平成五年一月一二日法律第八十九号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。
第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合はにおいては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）
第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）
第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益外分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)
第十五条 附則第二条から前条までに定めるも

（施行期日）
抄
（平成六年六月二九日法律第四百四十九号）

1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定
地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四百四十九号）中地方自治法（昭和二十二年法律第六十号）第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の正規定の施行の日から施行する。

附 則（平成一〇年六月一二日法律第二〇一号）抄

（施行期日）
（平成一〇年九月二八日法律第一一〇号）抄

（施行期日）
（平成一一年五月二八日法律第五号）抄

（施行期日）
（平成十二年四月一日から施行する。）
（学校教育法の一部改正に伴う経過措置）
1 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。
（学校教育法第八十九条の規定は、この法律施行の日前から引き続き大学に在学する者（（学前に大学に在学し、同日以後に再び大学に学することとなつた者のうち、文部科学大臣定める者を含む。）については、適用しない。）
附 則（平成一一年七月一六日法律第七七号）抄

（施行期日）
（平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、該各号に定める日から施行する。）

(処分申請等に関する経過措置)
第一百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定(以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれら的行为に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後の規定により國又は地方公共団体の機関に対しの行為又は申請等の行為とみなす。

第一百五十九条 この法律による改正前のそれとこれとの法律に規定するもののほか、この法律の施行前ににおいて、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第一百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

第一 条中地方自治法第二百五十条の次に五
条、節名並びに二款及び款名を加える改正規
定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分
（両議院の同意を得ることに係る部分に限る
。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第
九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項
に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定
(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に
係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の
規定（市町村の合併の特例に関する法律第六
条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部
分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第
十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四
項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第
百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十二
条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第
二百二条の規定 公布の日

第二百五十五条 新地方自治法第二条第二項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十六条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、

(罰則に関する経過措置)
第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)
第一百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

2 において、当該処分府の上級行政庁とみなされ
行政庁は、施行日前に当該処分府の上級行政庁
であつた行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされ
る行政庁が地方公共団体の機関であるときは、
当該機関が行政不服審査法の規定により処理す
ることとされる事務は、新地方自治法第二条第
九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす
る。

第六百六十二条 施行日前にされた國等の事務に係る处分であつて、当該处分をした行政庁（以下この条において「处分分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法による規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該处分分庁に引き続き上級行政庁があるものとのみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合こ

報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。
一から二十五まで 略

五二号抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。
(経過措置)

二 略
三 話名は定めを日から施行する
四 附則第十一条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十一条の規定 公布の日
五 (別に定める経過措置)
六 第三十条 第二条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。
七 附則 平成二年二月八日法律第一

国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税
財源の充実確保の方途について、経済情勢の推
移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて
必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成一一年七月一六日法律第
一〇二号）抄

（施行期日）

附 則（平成一四年一一月二九日法律第
一一八号）抄
(施行期日)

第九条第四号の規定は、施行日以後に新法第十一条第一項又は第二項の規定により免許状取上げの処分を受けた者について適用し、施行日前に旧法第十一條に規定する免許状取上げの処分を受けた者及び施行日前に旧法第十一條ただし書に規定する処分を受けたことにより施行日以後に附則第四条又は第六条の規定により免許状取上げの処分を受けた者については、なお従前の例による。

則第五条から第十六条までの規定 平成十四年四月一日

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第二十六条の改正規定 公布の日から起算して六月を経過した日

二 第五十六条に一項を加える改正規定、第十五条第三項の改正規定、第六十七条に一項を加える改正規定並びに第七十三条の三及び第八十二条の十の改正規定並びに次条及び付

附 則（平成一二年三月三一日法律第一一〇号）抄
（施行期日）
この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 第一条及び附則第四項から第六項までの規定は、平成十二年四月一日から施行する。
附 則（平成一二年七月一一日法律第一〇五号）抄

十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条（職業能力開発促進法第三十三条の十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百四条、第一百八条、第一百九条、第一百二十二条、第一百三十三条、第一百五十五条、第一百六十六条、第一百七十九条、第一百二十一条、第一百二十三条、第一百三十三条、第一百三十五条、第一百三十八条、第一百三十九条、第一百六十一条から第一百六十三条まで、第一百六十六条、第一百六十九条、第一百七十条、第一百七十二条（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第三十九条第一項の改正規定に限る。）並びに第一百七十三条並びに附則第十六条、第一条から第二十九条までの規定）公布の日から起算して六月を経過した日（行政庁の行為等に関する経過措置）

第二条 この法律（前条各号に掲げる規定においては、当該規定（以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の处分その他行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（検討）

第七条 政府は、会社法（平成十七年法律第八十
六号）及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附 則（令和元年六月二六日法律第四四

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第六条第四項の改正規

定及び次条から附則第四条までの規定 公布の日

（命令の効力に関する経過措置）

第三条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）

附 則（令和四年六月一七日法律第六八

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

附 則（令和四年六月二二日法律第七六

（施行期日）

第一条 この法律は、こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）の施行の日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、この法律の公布の日から施行する。（処分等に関する経過措置）

（罰則の適用に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれ

（罰則の適用に関する経過措置）

第三条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（罰則の適用に関する経過措置）

附 則（令和四年六月二二日法律第七七

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二条 附則第十一条の規定（こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第七十六号））

（罰則の適用に関する経過措置）

第三条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

（命令の効力に関する経過措置）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）

附 則（令和四年六月二二日法律第七七

（施行期日）

第一条 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対しして申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手續がされていないものについては、法令に別段の定めがないものとみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条 旧法令の規定により相当の国の機関に対してその手續がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

（罰則の適用に関する経過措置）